

石川運輸支局	石川	并縄総合事務所陸運事務所、 岡古支所及び八雲山支所	并縄
鹿野運輸支局	鹿野		

(自動車)の登録及び検査に関する申請書の様式等を定める省令の一部改正)
 第三十九条 自動車の登録及び検査に関する申請書の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。

第七号中「陸運支局長」を「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。
 第一号様式、第二号様式、第三号様式、第四号様式、第五号様式、第六号様式、専用第一号様式、専用第二号様式、専用第三号様式、専用第四号様式及び専用第五号様式中「~~運輸支局長~~」を「~~運輸監理部長又は運輸支局長~~」に改める。
 第八号様式中「~~陸運支局長~~」を「~~運輸監理部長又は運輸支局長~~」に改める。
 第十号様式、第十一号様式、第十二号様式、第十三号様式、第十四号様式、第十五号様式、第十六号様式、第十七号様式及び第十八号様式中「~~運輸支局長~~」を「~~運輸監理部長又は運輸支局長~~」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正)
 第四十条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。
 第十二条の二十第一項中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三に定める海運支局」を「運輸支局(地方運輸局組織規則)平成十四年国土交通省令第七十三号(別表第二号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。を除く。))、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所に、海運支局等」を「運輸支局等」に改める。
 第三十七条の三の第二第三項中「海運支局等」を「運輸支局等」に改める。
 第四十一条第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に改め、同条第四項及び第五項中「海運支局等」を「運輸支局等」に改める。

第一号の十四様式中 「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
 第六号様式中 「~~海運監理部長~~」を「~~運輸監理部長~~」に改める。
 第七号様式中 「~~海運監理部長~~」を「~~運輸監理部長~~」に改める。
 第四十一条 船員電離放射線障害防止規則(昭和四十八年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
 第二号様式中「~~海運監理部長~~」を「~~運輸監理部長~~」に改める。
 (船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)
 第四十二条 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和四十八年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
 第二十条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
 第一号様式から第三号様式まで、第七号様式及び第十号様式中「~~運輸支局長~~」を「~~運輸監理部長~~」に改める。

(船舶等型式承認規則の一部改正)
 第四十二条 船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)の一部を次のように改正する。
 第十三条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「海運支局(地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三に定める海運支局に限る。))」を「運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。を除く。))、同令別表第五第二号に定める海事事務所に、その海運支局の長又はその事務所に、その海運支局の長又は沖縄総合事務所に置かれる事務所」に改める。
 第二十七条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「海運支局(地方運輸局組織規則別表第三に定める海運支局に限る。))」を「運輸支局(地方運輸局組織規則別表第二号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。を除く。))、同令別表第五第二号に定める海事事務所に、その海運支局の長又はその事務所に、その運輸支局の長又は沖縄総合事務所に置かれる事務所」に改める。
 第一号様式中「~~運輸支局長~~」を「~~運輸監理部長~~」に改める。
 (油濁損害賠償保障法施行規則の一部改正)
 第四十四条 油濁損害賠償保障法施行規則(昭和五十一年運輸省令第三号)の一部を次のように改正する。
 第十二条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
 第六号様式中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改め、Director-General of the District Maritime Bureau」を削る。
 (漁業再建整備特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の一部改正)
 第四十五条 漁業再建整備特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令(昭和五十一年運輸省令第二十五号)の一部を次のように改正する。
 題名中「漁業再建整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改める。
 第一条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に、「漁業再建整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に、「漁業再建整備特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金に関する政令」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金に関する政令」に改める。
 第三条の二第三項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第五に掲げる海運支局」を「運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))、茨城運輸支局、千葉運輸支局及び佐賀運輸支局を除く。))、同令別表第五第四号に掲げる海事事務所」に改める。
 (船員となつとる者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部改正)
 第四十六条 船員となつとる者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則(昭和五十二年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
 第三条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。
 第八条第一項中「海運監理部」を「運輸監理部」に、「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第五に掲げる海運支局」を「運輸支局(地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)別表第二号に掲げる運輸支局(福岡運輸支局を除く。))、茨城運輸支局、千葉運輸支局及び佐賀運輸支局を除く。))、同令別表第五第四号に掲げる海事事務所」に改める。
 (港湾運送事業報告規則の一部改正)
 第四十七条 港湾運送事業報告規則(昭和五十三年運輸省令第十号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「海運監理部長」を「運輸監理部長」に改める。